（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第三十八条　第十五条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項」とあるのは「法第七十六条第一項又は第二項」と、「現行託送供給約款料金」とあるのは「特定ガス現行託送供給約款料金」と、「第二条から第十三条まで」とあるのは「第二十五条から第三十六条まで」と、同条第二項及び第三項中「様式第七第一表」とあるのは「様式第十八第一表」と、「別表第一第一表」とあるのは「別表第五第一表」と、同条第二項中「別表第一第三表」とあるのは「別表第五第三表」と、同条第五項中「様式第七第二表」とあるのは「様式第十八第二表」と読み替えるものとする。

（変動額託送供給約款届出料金の算定）

第三十九条　第三十七条の規定は、前条の特定ガス導管事業者に準用する。この場合において、第三十七条中「託送供給約款料金」とあるのは「変動額託送供給約款届出料金」と、「託送供給約款料金原価等」とあるのは「変動額託送供給約款料金原価等」と、「原価算定期間」とあるのは「特定ガス現行託送供給約款料金の算定時における原価算定期間」と、様式第十七中「託送供給約款料金原価等」とあるのは「変動額託送供給約款料金原価等」と読み替えるものとする。

（付加的託送供給約款料金の算定）

第四十条　特定ガス導管事業者は、収支等予測期間（付加的託送供給約款に係るガスの供給を開始する日から起算して五年以内の期間であって特定ガス導管事業者が定める期間をいう。以下この章において同じ。）において、当該特定ガス導管事業者の特定ガス導管事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に特に資すると見込まれる場合であって、当該収支等予測期間における特定ガス導管事業者の託送供給に係る収支に影響が生じない場合には、第三十七条第二項の規定により設定した選択的託送供給約款料金とは異なる選択的託送供給約款料金（以下この章及び様式第十九において「付加的託送供給約款料金」という。）を、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定することができる。

2　前項の規定により付加的託送供給約款料金を設定した特定ガス導管事業者は、様式第十九第一表の収支等予測表及び様式第十九第二表の付加的託送供給約款料金種別一覧表を作成しなければならない。

（特定導管ごとの料金）

第四十一条　特定ガス導管事業者は、その事業の用に供する特定導管が地理的に複数の地域に分かれている場合であって、その運用方法が著しく異なる場合その他託送供給約款料金を特定導管ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金を特定導管ごとに定め、又は変更することができる。この場合において、原価等又は変動額託送供給約款料金原価等の算定及び配分は特定導管ごとに行わなければならない。

2　（略）

3　第一項前段及び第二項前段の場合における料金の設定は、第二十五条から第三十七条まで及び第四十条に規定する算定方法その他これに類する算定方法であって特定ガス導管事業者の事業活動の実情に応じた適正かつ合理的な算定方法により行わなければならない。

（新設）

（新設）

（付加的託送供給約款料金の算定）

第三十八条　特定ガス導管事業者は、収支等予測期間（付加的託送供給約款に係るガスの供給を開始する日から起算して五年以内の期間であって特定ガス導管事業者が定める期間をいう。以下この章において同じ。）において、当該特定ガス導管事業者の特定ガス導管事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に特に資すると見込まれる場合であって、当該収支等予測期間における特定ガス導管事業者の託送供給に係る収支に影響が生じない場合には、前条第二項の規定により設定した選択的託送供給約款料金とは異なる選択的託送供給約款料金（以下この章及び様式第十八において「付加的託送供給約款料金」という。）を、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定することができる。

2　前項の規定により付加的託送供給約款料金を設定した特定ガス導管事業者は、様式第十八第一表の収支等予測表及び様式第十八第二表の付加的託送供給約款料金種別一覧表を作成しなければならない。

（特定導管ごとの料金）

第三十九条　特定ガス導管事業者は、その事業の用に供する特定導管が地理的に複数の地域に分かれている場合であって、その運用方法が著しく異なる場合その他託送供給約款料金を特定導管ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金を特定導管ごとに定め、又は変更することができる。この場合において、原価等の算定及び配分は特定導管ごとに行わなければならない。

2　（略）

3　第一項前段及び第二項前段の場合における料金の設定は、第二十五条から前条までに規定する算定方法その他これに類する算定方法であって特定ガス導管事業者の事業活動の実情に応じた適正かつ合理的な算定方法により行わなければならない。